

令和7年第3回龍ヶ崎市議会定例会議案

議案第1号	龍ヶ崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について	…	1
議案第2号	龍ヶ崎市表彰条例の一部を改正する条例について	…	9
議案第3号	龍ヶ崎市議会議員及び龍ヶ崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について	…	10
議案第4号	龍ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	…	12
議案第5号	龍ヶ崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	…	15
議案第6号	龍ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例について	…	19
議案第7号	龍ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について	…	22
議案第8号	龍ヶ崎市保育士等修学資金貸付条例の一部を改正する条例について	…	24
議案第9号	龍ヶ崎市印鑑条例の一部を改正する条例について	…	25
議案第10号	市有財産の取得について（追認）（中型バス賃貸借）	…	26
議案第11号	市有財産の取得について（追認）（平成24年度龍ヶ崎市立八原小学校仮設校舎賃貸借）	…	33
議案第12号	市有財産の取得について（追認）（龍ヶ崎市立八原保育所保育室賃貸借）	…	35
議案第13号	市有財産の取得について（追認）（八原小学校保育ルーム賃貸借（増築））	…	38
議案第14号	市有財産の取得について（追認）（平成28年度～平成33年度城ノ内小学校第二保育ルーム賃貸借）	…	41
議案第15号	市有財産の取得について（追認）（令和3～13年度龍ヶ崎市児童療育施設つぼみ園賃貸借）	…	43
議案第16号	市有財産の取得について（追認）（令和7～17年度龍ヶ崎市野球場（たつのこスタジアム）スコアボード賃貸借）	…	46
議案第17号	市有財産の取得について（追認）（平成29～34年度龍ヶ崎市農産物等直売所賃貸借）	…	48

議案第18号	令和6年度龍ヶ崎市一般会計歳入歳出決算について	…	50	(別冊)
議案第19号	令和6年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について	…	51	(別冊)
議案第20号	令和6年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算について	…	52	(別冊)
議案第21号	令和6年度龍ヶ崎市児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算について	…	53	(別冊)
議案第22号	令和6年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について	…	54	(別冊)
議案第23号	令和6年度龍ヶ崎市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算について	…	55	(別冊)
議案第24号	令和7年度龍ヶ崎市一般会計補正予算(第5号)	…	別冊1	
議案第25号	令和7年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	…	別冊1	
議案第26号	令和7年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	…	別冊1	
議案第27号	令和7年度龍ヶ崎市児童発達支援事業特別会計補正予算(第1号)	…	別冊1	
議案第28号	令和7年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)	…	別冊1	
議案第29号	令和7年度龍ヶ崎市下水道事業会計補正予算(第2号)	…	別冊2	

報告第1号	専決処分の承認を求めることについて（令和7年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第4号））	…	56
			（別冊2）
報告第2号	専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて）	…	57
報告第3号	令和6年度龍ヶ崎市一般会計継続費精算報告書について	…	59
報告第4号	令和6年度龍ヶ崎市下水道事業会計継続費精算報告書について	…	61
報告第5号	令和6年度龍ヶ崎市歳入歳出決算に係る健全化判断比率について	…	63
報告第6号	令和6年度龍ヶ崎市歳入歳出決算に係る資金不足比率について	…	65
報告第7号	公益財団法人龍ヶ崎市まちづくり・文化財団の経営状況について	…	67
			（別冊）

議案第1号

龍ヶ崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

龍ヶ崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のとおり定める。

令和7年9月4日提出

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

龍ヶ崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第19条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第20条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第21条—第24条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条）

第3章 雑則（第27条・第28条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第2条 この条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、利用乳幼児（乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児をいう。以下同じ。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第3条 市長は、乳幼児の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとする。

（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（乳児等通園支援事業者の一般原則）

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（乳児等通園支援事業者と非常災害）

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

（安全計画の策定等）

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件）

第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等）

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置する場合の設備及び職員の基準）

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置する場合は、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

（利用乳幼児を平等に取り扱う原則）

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の防止）

第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（衛生管理等）

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。
(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (ii) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいい、居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
---	----	--------

2 階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第 2 条第 7 号の 2 に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3 階	常用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4 階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第 1 項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の 1 階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第 3 項第 2 号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同項第 3 号、第 4 号及び第 10 号を満たすものとする。） 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が 30 メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下同じ。）を設ける場合は、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第 112 条第 1 項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(乳児等通園支援の内容)

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得よう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

（設備及び職員の基準）

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準
- (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

（準用）

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第23条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第24条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

第3章 雑則

（電磁的記録）

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（委任）

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

議案第 2 号

龍ヶ崎市表彰条例の一部を改正する条例について

龍ヶ崎市表彰条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 7 年 9 月 4 日提出

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

龍ヶ崎市表彰条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市表彰条例（平成 2 6 年龍ヶ崎市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（表彰の時期） 第 8 条 表彰は、毎年 <u>1 回</u> 、市長が定める日に行う。ただし、市長が必要と認めるときは、随時行うことができる。 2 省 略	（表彰の時期） 第 8 条 表彰は、毎年 <u>文化の日</u> に行う。ただし、市長が必要と認めるときは、随時行うことができる。 2 省 略

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第3号

龍ヶ崎市議会議員及び龍ヶ崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
龍ヶ崎市議会議員及び龍ヶ崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。
令和7年9月4日提出

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

龍ヶ崎市議会議員及び龍ヶ崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
龍ヶ崎市議会議員及び龍ヶ崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年龍ヶ崎市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（ビラの作成の公費負担額及び支払手続） 第8条 龍ヶ崎市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき、当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>）に、当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に規定する枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数が生じた場合には、これを1円に切り上げるものとする。）を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に支払うものとする。	（ビラの作成の公費負担額及び支払手続） 第8条 龍ヶ崎市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき、当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>）に、当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に規定する枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数が生じた場合には、これを1円に切り上げるものとする。）を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に支払うものとする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の龍ヶ崎市議会議員及び龍ヶ崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日

（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第4号

龍ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

龍ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和7年9月4日提出

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

龍ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年龍ヶ崎市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（介護休暇） 第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他市規則で定める者（<u>第17条の3第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により市規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、市規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2 省 略 3 省 略 第17条 省 略 （妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等） <u>第17条の2</u> 任命権者は、龍ヶ崎市職員の育児休業等に関する条例（平成20年龍ヶ崎市条例第4号）第17条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申	（介護休暇） 第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他市規則で定める者（<u>第17条の2第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により市規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、市規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2 省 略 3 省 略 第17条 省 略

出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 龍ヶ崎市職員の育児休業等に関する条例第17条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、市規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等）

第17条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等）

第17条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要と

状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>請求等</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。	する状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。
2 省 略 <u>第17条の4</u> 省 略 第18条 省 略	2 省 略 <u>第17条の3</u> 省 略 第18条 省 略

付 則
（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の龍ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議案第5号

龍ヶ崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

龍ヶ崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和7年9月4日提出

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

龍ヶ崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市職員の育児休業等に関する条例（平成20年龍ヶ崎市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（目的） 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条並びに<u>第19条第1項から第3項まで及び第5項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</u> （部分休業をすることができない職員） 第13条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 省 略 (2) 勤務日の日数を考慮して市規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。<u>次条において同じ。</u>） （第1号部分休業の承認） 第14条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認</u>	（目的） 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条並びに<u>第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</u> （部分休業をすることができない職員） 第13条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 省 略 (2) 勤務日の日数<u>及び勤務日ごとの勤務時間</u>を考慮して市規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員<u>（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）</u>を除く。） （部分休業の承認） 第14条 <u>部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第7条第1項に規定する正規</u>

認は、30分を単位として行うものとする。

2 勤務時間条例第14条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第15条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（第2号部分休業の承認）

第14条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたと

の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 勤務時間条例第14条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第15条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

き 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第14条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第14条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第14条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第15条 職員（会計年度任用職員を除く。）が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第13条の規定に基づき、その勤務しない1時間につき、給与条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第15条 職員（会計年度任用職員を除く。）が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第13条の規定に基づき、その勤務しない1時間につき、給与条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

2 会計年度任用職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、龍ヶ崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年龍ヶ崎市条例第8号。以下この項において「会計年度任用職員給与条例」という。）第18条及び第28条の規定に基づき、その勤務しない1時間につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給与の額を減額して支給する。

(1) 省 略

(2) 省 略

（部分休業の承認の取消事由）

第16条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の龍ヶ崎市職員の育児休業等に関する条例第14条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

2 会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、龍ヶ崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年龍ヶ崎市条例第8号。以下この項において「会計年度任用職員給与条例」という。）第18条及び第28条の規定に基づき、その勤務しない1時間につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給与の額を減額して支給する。

(1) 省 略

(2) 省 略

（部分休業の承認の取消事由）

第16条 第12条の規定は、部分休業について準用する。

議案第 6 号

龍ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例について

龍ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 7 年 9 月 4 日提出

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

龍ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市手数料条例（平成 1 2 年龍ヶ崎市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第 1（第 2 条関係） 証明等手数料			別表第 1（第 2 条関係） 証明等手数料		
証明等の種類	単位	金額	証明等の種類	単位	金額
納税証明書	1 通	3 0 0 円	納税証明書	1 通	3 0 0 円
完納証明書	1 通	3 0 0 円			
滞納無証明書	1 通	3 0 0 円			
課税証明書	1 通	3 0 0 円	課税所得証明書（多機能端末機による場合を除く。）	1 通	3 0 0 円
			課税所得証明書（多機能端末機による場合）	1 通	2 0 0 円
非課税証明書	1 通	3 0 0 円	非課税証明書（多機能端末機による場合を除く。）	1 通	3 0 0 円
			非課税証明書（多機能端末機による場合）	1 通	2 0 0 円
課税（非課税）証明書（多機能端末機による場合）	1 通	2 0 0 円			
営業証明書	1 通	3 0 0 円	事業所証明書	1 通	3 0 0 円

固定資産（土地・家屋）評価 証明書	1 通	1 筆又は 1 棟 300 円 1 筆又は 1 棟増 50 円加算
固定資産（償却資産）評価証 明書	1 通	300 円
固定資産（土地・家屋）公課 証明書	1 通	1 筆又は 1 棟 300 円 1 筆又は 1 棟増 50 円加算
固定資産（償却資産）公課証 明書	1 通	300 円
資産証明書	1 通	300 円
償却資産証明書	1 通	300 円
固定資産（土地・家屋）無資 産証明書	1 通	300 円
固定資産課税証明書（土地・ 家屋・償却資産）	1 通	300 円
住宅用家屋証明書	1 通	1, 300 円
省 略		
減失証明書	1 通	300 円
名寄帳兼（補充）課税台帳 （土地・家屋・償却資産）の 写し	1 枚	10 円
地図複写（A3 判まで）	1 枚	300 円

固定資産評価証明書	1 通	1 筆又は 1 棟 300 円 1 筆又は 1 棟増 50 円加算
固定資産公課証明書	1 通	1 筆又は 1 棟 300 円 1 筆又は 1 棟増 50 円加算
固定資産資産証明書	1 通	300 円
住宅用家屋証明書	1 通	1, 300 円
省 略		
建物減失証明書	1 通	300 円
名寄帳兼課税台帳の写し	1 枚	10 円
地図閲覧	1 枚	200 円
地図複写（A3 判まで）	1 枚	200 円
特に手数を要する地図複写で 前段の地図複写により難しいも の	1 枚	800 円

狩猟税に関する証明書	1 通	3 0 0 円	狩猟者登録税に関する証明書	1 通	3 0 0 円
省 略			省 略		
備考 1 市税に関する証明は、1 年度をもって1 通とする。ただし、法人市民税の納税証明書については、当該法人の1 事業年度をもって1 通とする。 2 省 略			備考 1 市税に関する証明は、1 年度 <u>1 税目</u> をもって1 通とする。ただし、法人市民税の納税証明書については、当該法人の1 事業年度をもって1 通とする。 2 省 略		

付 則

この条例は、公布の日から起算して7 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第7号

龍ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
 龍ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のとおり定める。
 令和7年9月4日提出

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

龍ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
 （龍ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第1条 龍ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年龍ヶ崎市条例第47号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（虐待等の禁止） 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、 <u>法第33条の10第1項各号</u> に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	（虐待等の禁止） 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、 <u>法第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（龍ヶ崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 龍ヶ崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年龍ヶ崎市条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（虐待等の禁止） 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、 <u>法第33条の10第1項各号</u> に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	（虐待等の禁止） 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、 <u>法第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（龍ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 龍ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年龍ヶ崎市条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、 <u>児童福祉法第33条の10第1項各号</u> に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、 <u>児童福祉法第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

付 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

議案第 8 号

龍ヶ崎市保育士等修学資金貸付条例の一部を改正する条例について
 龍ヶ崎市保育士等修学資金貸付条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。
 令和 7 年 9 月 4 日提出

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

龍ヶ崎市保育士等修学資金貸付条例の一部を改正する条例
 龍ヶ崎市保育士等修学資金貸付条例（平成 2 8 年龍ヶ崎市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 保育士等 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「法」という。）第 1 8 条の 4 に規定する保育士並びに教育職員免許法（昭和 2 4 年法律第 1 4 7 号）第 2 条第 1 項に規定する幼稚園又は幼保連携型認定こども園の主幹教諭、指導教諭、<u>主務教諭</u>、教諭、助教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、<u>主務保育教諭</u>、保育教諭、助保育教諭及び講師をいう。 (2) 省 略 (3) 省 略	（定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 保育士等 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「法」という。）第 1 8 条の 4 に規定する保育士並びに教育職員免許法（昭和 2 4 年法律第 1 4 7 号）第 2 条第 1 項に規定する幼稚園又は幼保連携型認定こども園の主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師をいう。 (2) 省 略 (3) 省 略

付 則
 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 9 号

龍ヶ崎市印鑑条例の一部を改正する条例について

龍ヶ崎市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 7 年 9 月 4 日提出

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

龍ヶ崎市印鑑条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市印鑑条例（平成 1 0 年龍ヶ崎市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（印鑑登録証明書の交付） 第14条 省 略 2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。 (1) 次のいずれかを使用した多機能端末機（本市の電子計算機と通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、利用者自らが暗証番号の入力その他必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）の利用による申請をするとき。 ア 省 略 イ 署名用電子証明書が記録された移動端末設備（電気通信事業法（昭和 5 9 年法律第 8 6 号）<u>第 1 2 条の 2 第 4 項第 3 号ロ</u>に規定する移動端末設備をいう。以下同じ。） (2) 省 略 (3) 省 略	（印鑑登録証明書の交付） 第14条 省 略 2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。 (1) 次のいずれかを使用した多機能端末機（本市の電子計算機と通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、利用者自らが暗証番号の入力その他必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）の利用による申請をするとき。 ア 省 略 イ 署名用電子証明書が記録された移動端末設備（電気通信事業法（昭和 5 9 年法律第 8 6 号）<u>第 1 2 条の 2 第 4 項第 2 号ロ</u>に規定する移動端末設備をいう。以下同じ。） (2) 省 略 (3) 省 略

付 則

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 4 6 号）附則第 1 条本文の政令で定める日から施行する。

議案第10号

市有財産の取得について（追認）（中型バス賃貸借）

下記のとおり市有財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年龍ヶ崎市条例第12号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月4日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

記

- 1 契約の目的 中型バス賃貸借
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 月額494,208円（総額29,652,480円）
（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 4 契約の相手方 茨城県水戸市泉町三丁目1番28号
日立キャピタルオートリース株式会社 茨城支店
支店長 松井 宏樹



自動車賃貸借契約書

1. 件 名 中型バス賃貸借
2. 車名及びグレード いすゞ自動車(株)
型 式 RU2AHDN-FNDAAB-KL
車 体 塗 色 白(ホワイト)
台 数 中型バス42人乗り 1台
3. 契 約 期 間 平成30年4月1日から平成36年3月31日まで
4. 保 管 場 所 龍ヶ崎市3710 龍ヶ崎市役所
5. 検 査 場 所 龍ヶ崎市3710 龍ヶ崎市役所
6. 契 約 保 証 金 免 除
7. 引渡し日及び場所 平成31年4月1日
龍ヶ崎市3710
龍ヶ崎市総合政策部資産管理課

龍ヶ崎市長 中山 一生 (以下、『発注者』という。)と日立キャピタルオートリース株式会社茨城支店 (以下、『受注者』という。)は上記各項及び下記契約条項により、自家用自動車 (以下、『自動車』という。)の賃貸借に関し、契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行する。

(契約の目的)

第1条 受注者は、受注者の所有する自動車を発注者の使用に供する目的で発注者に賃貸し、発注者は賃借する。

(契約期間)

第2条 賃貸借の期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までとする。

(賃貸借料)

第3条 賃貸物件の賃貸料は、月額494,208円(うち消費税36,608円)とする。ただし、前条に定める賃貸借の期間の始期及び終期が月の途中に係るときは、当該月の賃貸料は日割り計算によって算定した額とする。(1円未満切り捨て)

2 賃貸料は賃貸物件に対する公租公課の変動その他経済情勢の変動等やむを得ない事情があると認められるときは、発注者受注者協議の上、これを変更することができる。また、税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、改正以降における消費税等相当額は変動後の税率により計算する。

3 第1項の賃貸料は、後払いとし、1ヵ月ごとに受注者から発注者に提出する適法な請求書を受理し



た日から30日以内に、受注者の指定する金融機関の受注者名義口座に振り込むことにより支払うものとする。

(自動車の引渡し)

第4条 自動車の引渡し期日は、平成31年4月1日とし、場所は 龍ヶ崎市3710 龍ヶ崎市役所総合政策部課資産管理課とする。

2 発注者は、自動車の検収完了後引き渡しを受けるものとする。

(事故処理)

第5条 発注者が自動車を運転中又は保管中に事故が発生したときは、発注者は次の事項を守るものとする。

(1) 法令によって定められた処理をとるとともに速やかに受注者の定める事故報告書に必要事項を記入し、直ちに受注者に連絡する。

(2) 発注者は事故に関して第三者との間で、受注者の不利益になる協定をしてはならない。

(3) 前項に関して、発注者は強制保険及び任意保険に係る立替保険金は一切支払わない。

(定期点検及び整備)

第6条 発注者は、道路運送車両法第62条の規定に基づく車両の継続検査のための整備、同第48条の規定に基づく定期点検整備を、法定点検整備に準じて行う。

(故障・修理)

第7条 発注者は自動車が故障、損傷又は損耗により修理を要する場合には受注者の指定する整備工場において自動車の修理をするものとする。

(代車提供と割引制度)

~~第8条 受注者が自動車自体の欠陥により、修理を認めた場合又は、車両の継続検査のための整備で修理若しくは整備期間を要するときには受注者の所有する車両を無償で代車として提供する。~~

~~2 事故修理の期間中に、発注者が代車の提供を希望する場合には、受注者は受注者の所有するレンタル自動車を代車として提供できる場合に限り受注者の定める使用料金の5割引で発注者に貸し渡すものとする。~~

~~3 前2項によって提供された代車についての発注者及び受注者の責任の範囲は貸借借契約書の規定に準ずる。~~

(自動車の管理義務)

第9条 発注者は常に善良なる管理者の注意をもって、自動車を管理運行し、交通関係諸法規を守り、安全運転と事故防止に努め自動車の保安に万全の注意を払うものとする。

(使用点検の義務)

第10条 発注者は法定の自動車始業点検のほか、次の各号に掲げる点検を行わなければならない。

(1) エンジン冷却水の点検

(2) バッテリー液の点検

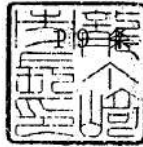
(3) エンジン・ミッションオイルの点検

(4) ブレーキオイルの点検

(自動車の保管)

第11条 発注者は善良なる管理者の注意をもって保管場所に自動車を保管する。

2 受注者は自動車の保管場所についてそれが自動車に損害を与える恐れがある場合は、保管方法について改善を勧告することができる。



(権利設定の禁止)

第12条 発注者は自ら又は第三者のために自動車に質権、留置権、その他一切の権利を設定することができない。

(禁止行為)

第13条 発注者は事前に書類による受注者の承諾を得た場合のほか、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 自動車の現状の変更
- (2) 自動車の使用の本拠地の変更
- (3) 保管場所として車庫又は定置場の変更
- (4) 自動車の用途の変更

(通知義務)

第14条 発注者は次の各号に掲げる場合は受注者に対して直ちに通知しなければならない。

- (1) 自動車について、盗難、滅失、故障、損傷が発生し、又は発生する恐れがあるとき。
- (2) 自動車自体又はその保管若しくは使用に起因して第三者に損害を与えたとき。

(自動車の点検)

第15条 受注者はあらかじめ発注者の承認を得た上で、保管場所に入って自動車を点検することができる。

(転貸等の禁止)

第16条 発注者は自動車を転貸し、又は契約に基づく賃借権を譲渡してはならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第17条 受注者は、第三者にこの契約の履行を委託し、又は契約による権利を譲渡し、若しくは義務を引き受けさせ、又は担保に供してはならない。ただし、発注者の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

(期間満了)

第18条 貸貸期間満了後、自動車は発注者へ無償譲渡するものとする。

(自動車の返還)

第19条 ~~自動車の返還に当たっては、発注者は受注者の立ち会いの上で自動車を検査する。この場合自動車、付属品、部品に損傷、紛失、異常が発見されたときは、発注者は受注者の損害を補償する。ただし、第5条の保険で填補されるものは除くものとする。~~

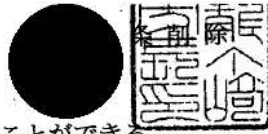
(発注者の解除権)

第20条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) その責に帰すべき理由により引渡し日迄に物件の引渡しを完了する見込みがないと認められるとき。
- (2) 契約の締結又は履行につき、不正の行為があったとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (4) 第23条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、物件の使用期間に相応する貸貸借料金を受注者に支払うものとする。

3 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、これにより損害を被ったときは、そ



の損害の賠償を受注者に請求することができる。

- 4 発注者は、受注者が前項の賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、その支払わない額につき、発注者の指定する期間を経過した日から支払の日までの期間について、その日数に応じ、財務大臣が決定する割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

第21条 発注者は、契約期間内において前条第1項の規定による場合のほか、必要があるときは契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、これにより受注者に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならないものとする。

- 3 前項の賠償金は、賃貸借料に契約期間を乗じて得た額から、支払済みの賃貸借料金を控除した額とする。

~~（予算の減額または削除に伴う解除等）~~

~~第22条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について、減額又は削除があった場合、発注者はこの契約を変更又は解除することができる。~~

（受注者の解除権）

第23条 受注者は、発注者が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 第13条の規定に違反したとき。

- (2) 前号の場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

- 2 第20条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

- 3 受注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、これにより損害を被ったときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（違約金）

第24条 発注者又は受注者が天災、その他不可抗力の原因によらないで本契約の目的に従いたる履行を行わない場合及び自己の都合によって一方的な解除をしようとするときは、違約金を徴収することができる。

（費用の負担）

第25条 本契約に基づく自動車の保有、保管、使用等に必要な費用のうち、次の各号に掲げる諸費用は受注者の負担とする。

- (1) 納車費用

- (2) 自動車に関する登録手数料の費用

- (3) 関係法規により自動車運行に要するとされている備品。

- 2 発注者は次の各号に掲げる諸費用を負担するものとする。

- (1) 第5条の保険料費用（ただし、強制保険を除く。）

- (2) 第6条に定める点検整備費用

- (2) 事故に係る保険費用のうち、保険金で賄うことのできる範囲の修理費用

- (2) 消耗、摩耗部品の交換を含む一般修理費用

- (3) 燃料費（ガソリン）

- (4) 車庫に係る費用

- (5) 自動車運行に直接関係しない追加備品

(不可抗力の場合の免責)

第26条 天災地変その他不可抗力の事由により発注者又は受注者が本契約に基づく義務を履行できない場合には、発注者又は受注者はこれを免責するものとする。

(合意管轄)

第27条 発注者と受注者の間に紛争が生じ、円満に解決しない場合は水戸地方裁判所土浦支部を管轄裁判所として、紛争を解決することに合意する。

(履行遅延による違約金)

第28条 市長は、契約の相手方が契約の履行期限又は期間内に契約を履行しない場合には、前条第2項の規定により履行期限又は期間の延長を認めた場合を除くほか、契約の定めるところにより遅延日数に応じ、契約金額から既済部分又は既納部分に相当する額を控除した額に相当する額に対して年10パーセント以内の割合で計算した違約金を徴することができる。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるときはその金額を切り捨てるものとし、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

2 前項の違約金は、契約の相手方に対して支払うべき代金又は第26条第3項の規定により還付すべき契約保証金と相殺し、なお不足があるときは追徴するものとする。

3 第1項の遅延日数は、履行期限又は履行期間の末日の翌日から起算して履行完了の確認の日までの期間について算定する。ただし、約定の時期までに検査を完了しないときは、その時期を経過した日から検査を完了した日までの日数は、これを算入しない。

(談合等による損害賠償金の徴収)

第29条 受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第20条から第23条の規定による契約の解除の有無にかかわらず、第28条第2項に規定する額に10分の1を乗じて得た額(損害の額が第28条第2項に規定する額に10分の1を乗じて得た額を超える場合は、その額)の賠償金を徴収するものとする。ただし、発注者が契約の性質上賠償金を請求することが適当でないと認める場合は、この限りではない。

(1) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条、第6条、第8条第1項第1号若しくは第2号又は第19条の規定に違反(以下「独占禁止法違反」という。)するとして、独占禁止法第48条第4項、第53条の3又は第54条に規定する審決(同条第3項に規定する独占禁止法違反行為がなかった旨を明らかにする審決を除く。)を受け、当該審決が確定したとき。

(2) 受注者が独占禁止法第48条の2第1項に規定する課徴金納付命を受け、当該課徴金納付命令が同条第6項の規定により確定した審決とみなされたとき又は同法第54条の2第1項に規定する審決を受け、当該審決が確定したとき。

(3) 受注者が、前第2号に規定する審決に対して、独占禁止法第77条第1項の規定による審決の取り消しの訴えを提起したときは、その訴えを却下し、又は請求を棄却する判決が確定したとき。

(4) 受注者又はその役員若しくは使用人が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の3に規定する罪を犯し、刑に処せられた(刑の執行が猶予された場合を含む。)とき。

2 前項第1号及び第3号(第2号の審決に係るものを除く。)に規定する場合において、不当廉売に該当する場合等、市に損害が生じないものと発注者が認めるときは同項の規定は適用しない。

3 第1項の規定は、契約の履行が完了した後においても適用するものとする。

4 契約金額の支払が完了している場合は、第28条第2項に規定する額に10分の1を乗じて得た額(損害の額が第28条第2項に規定する額に10分の1を乗じて得た額を超える場合は、その額)の

賠償金に、契約金額の支払が完了した日から財務大臣が決定する割合による利息を付して徴収するものとする。

(特約事項)

第30条 本契約に定めのない事項及び契約事項と異なる事項については、発注者、受注者双方協議の上決定する。

本契約を証するため本書2通を作成し、各々記名押印の上各1通を保管するものとする。

平成30年3月28日

発注者 住所 茨城県龍ヶ崎市3710番地
氏名 龍ヶ崎市長 中山 一生



受注者 住所 茨城県水戸市泉町三丁目1番28号
氏名 日立キャピタルオートリース株式会社
茨城支店支店長 松井宏樹



議案第11号

市有財産の取得について（追認）（平成24年度龍ヶ崎市立八原小学校仮設校舎賃貸借）

下記のとおり市有財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年龍ヶ崎市条例第12号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月4日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

記

- 1 契約の目的 平成24年度龍ヶ崎市立八原小学校仮設校舎賃貸借
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 1月当たり451,500円（総額27,090,000円）
（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 4 契約の相手方 茨城県水戸市笠原町978番28
大和リース株式会社 水戸支店
支店長 松井 達則

議案第12号

市有財産の取得について（追認）（龍ヶ崎市立八原保育所保育室賃貸借）

下記のとおり市有財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年龍ヶ崎市条例第12号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月4日提出

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

記

- 1 契約の目的 龍ヶ崎市立八原保育所保育室賃貸借
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 当初 月額834,750円（総額20,034,000円）
（消費税及び地方消費税の額を含む。）
変更後 月額910,875円（総額21,861,000円）
（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 4 契約の相手方 茨城県水戸市笠原町978番28
大和リース株式会社 水戸支店
支店長 松井 達則

印

物件賃貸借契約書



- | | |
|---------------------------|----------------------------------|
| 1 件 名 | 龍ヶ崎市立八原保育所保育室賃貸借 |
| 2 設 置 場 所 | 龍ヶ崎市藤ヶ丘1-19-1 八原保育所 |
| 3 賃 貸 借 期 間 | 平成24年 4月 1日 から
平成26年 3月31日 まで |
| 4 賃 貸 借 料 金 | 月額 ￥834,750- |
| (うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額) | 月額 ￥39,750- |
| 5 支 払 条 件 | 前金払 無 部分払 有 (24回以内) |
| 6 契 約 保 証 金 | 免除 |
| 7 対 象 物 件 | 仕様書のとおり |
| 8 引 渡 し 日 | 平成24年 4月 1日 |

上記の物件の賃貸借について、賃借人と賃貸人は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年 1月17日

賃借人 住 所 茨城県龍ヶ崎市3710番地

氏 名 龍ヶ崎市長 中山 一生



賃貸人 住 所 茨城県水戸市978番28

大和

水戸支店

氏 名 支店長

達



物件賃貸借変更契約書（第 1 回）

収入印紙

件 名 龍ヶ崎市立八原保育所保育室賃貸借

設 置 場 所 龍ヶ崎市藤ヶ丘1-19-1 八原保育所

発注者龍ヶ崎市と受注者 **大和リース株式会社水戸支店** とが平成24年 1月17日に締結した物件賃貸借契約
については、各々の対等な立場における合意に基づいて、次のとおり変更する。

1 変更履行期間 平成 一 年 一 月 一 日から 一 日間
平成 一 年 一 月 一 日まで

2 賃貸借料変更額 月額¥76,125— 増

（うち取引に係る消費税）（月額¥3,625—） 増
及び地方消費税の額

3 その他の変更事項 別紙変更通知書のとおりに

この契約の締結を証するため本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年 3月29日

発注者 住 所 茨城県龍ヶ崎市3710番地

氏 名 龍ヶ崎市長 中山 一生



受注者 住 所 茨城県水戸市笠原町978番28

氏 名 大和リース株式会社水戸支店長 松井 達

議案第13号

市有財産の取得について（追認）（八原小学校保育ルーム賃貸借（増築））

下記のとおり市有財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年龍ヶ崎市条例第12号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月4日提出

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

記

- 1 契約の目的 八原小学校保育ルーム賃貸借（増築）
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 当初 月額608,040円（総額36,482,400円）
（消費税及び地方消費税の額を含む。）
変更後 月額632,664円（総額37,959,840円）
（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 4 契約の相手方 茨城県水戸市笠原町978番28
大和リース株式会社 水戸支店
支店長 松井 達則

物件賃貸借契約書
(長期継続契約)

- 1 件 名 八原小学校保育ルーム賃貸借 (増築)
- 2 設 置 場 所 龍ヶ崎市藤ヶ丘1-22-4 龍ヶ崎市立八原小学校地内
- 3 賃 貸 借 期 間 平成27年 4月 1日 から 60 ヶ月間
平成32年 3月31日 まで
- 4 賃 貸 借 料 金 月額¥608,040-
(うち取引に係る消費税) (月額¥45,040-)
(※税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、改正以降にお
ける上記消費税相当額は変動後の税率により計算する。)
- 5 支 払 条 件 前金払 無 部分払 有 (60回以内)
- 6 契 約 保 証 金 免除
- 7 対 象 物 件 仕様書のとおり
- 8 引 渡 し 日 平成27年 3月31日

上記の物件の賃貸借について、賃借人と賃貸人は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年10月15日

賃借人 住 所 茨城県龍ヶ崎市3710番地

氏 名 龍ヶ崎市長 中山 一生

賃貸人 住 所 茨城県大和町78番28

氏 名 支店長



水戸支店
支店長

物件賃貸借変更契約書（第 1 回）

件 名 八原小学校保育ルーム賃貸借（増築）

設 置 場 所 龍ヶ崎市藤ヶ丘 1-22-4 龍ヶ崎市立八原小学校地内

発注者龍ヶ崎市と受注者**大和リース株式会社水戸支店**とが平成26年10月15日に締結した物件賃貸借契約については、各々の対等な立場における合意に基づいて、次のとおり変更する。

1 変更履行期間 平成 一 年 一 月 一 日から 一 日間
平成 一 年 一 月 一 日まで

2 賃貸借料変更額 ¥1,477,440- 増

（うち取引に係る消費税）（¥109,440-） 増
及び地方消費税の額

3 その他の変更事項 別紙変更通知書のとおり

この契約の締結を証するため本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年 3月26日

発注者 住 所 茨城県龍ヶ崎市3710番地

氏 名 龍ヶ崎市長 中山 一生



受注者 住 所

茨城県水戸市978番28

氏 名 大和リース株式会社 水戸支店 支店長



議案第14号

市有財産の取得について（追認）（平成28年度～平成33年度城ノ内小学校第二保育ルーム賃貸借）

下記のとおり市有財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年龍ヶ崎市条例第12号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月4日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

記

- 1 契約の目的 平成28年度～平成33年度城ノ内小学校第二保育ルーム賃貸借
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 月額544,320円（総額32,659,200円）
（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 4 契約の相手方 茨城県水戸市笠原町978番28
大和リース株式会社 水戸支店
支店長 小野寺 崇



物件賃貸借契約書
(長期継続契約)

- 1 件 名 平成28年度～平成33年度城ノ内小学校第二保育ルーム賃貸借
- 2 設 置 場 所 龍ヶ崎市城ノ内5丁目27番地 城ノ内小学校
- 3 賃 貸 借 期 間 平成29年 1月 1日 から
平成33年12月31日 まで
- 4 賃 貸 借 料 金 月額¥544,320-
(うち取引に係る消費税)
(月額¥40,320-)及び地方消費税の額
- 5 支 払 条 件 前金払 無 部分払 有 (60回以内)
- 6 契 約 保 証 金 免除
- 7 対 象 物 件 仕様書のとおり
- 8 引 渡 し 日 平成28年12月31日

42

上記の物件の賃貸借について、賃借人と賃貸人は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年 9月 1日

賃借人 住 所 茨城県龍ヶ崎市3710番地

氏 名 龍ヶ崎市長 中山 一生



賃貸人 住 所 茨城県水戸市978番28

大和リ

水戸支店

氏 名 支店長

崇



議案第15号

市有財産の取得について（追認）（令和3～13年度龍ヶ崎市児童療育施設つぼみ園賃貸借）

下記のとおり市有財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年龍ヶ崎市条例第12号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月4日提出

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 令和3～13年度龍ヶ崎市児童療育施設つぼみ園賃貸借 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 当初 113,850,000円
（消費税及び地方消費税の額を含む。）
変更後 128,590,000円
（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 4 | 契約の相手方 | 茨城県水戸市笠原町600-38 NS笠原第2 2-D号室
日成ビルド工業株式会社 水戸支店
支店長 岩井 進太郎 |



物件賃貸借契約書

- | | | | |
|---------------------------|----------------------------------|-----|------|
| 1 件 名 | 令和3～13年度龍ヶ崎市児童療育施設つぼみ園賃貸借 | | |
| 2 設 置 場 所 | 龍ヶ崎市藤ヶ丘1丁目20番地の一部 | | |
| 3 賃 貸 借 期 間 | 令和 4年 3月 1日 から
令和14年 2月29日 まで | | |
| 4 賃 貸 借 料 金 | ¥113,850,000- | | |
| (うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額) | (¥10,350,000-) | | |
| 5 支 払 条 件 | 前金払 無 | 毎月払 | 120回 |
| 6 契 約 保 証 金 | 免除 | | |
| 7 対 象 物 件 | 仕様書のとおり | | |
| 8 引 渡 し 日 | 令和 4年 2月28日 | | |

上記の物件の賃貸借について、賃借人と賃貸人は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 3年 6月24日

賃借人 住 所 茨城県龍ヶ崎市3710番地

氏 名 龍ヶ崎市長 中山 一生



賃貸人 住 所 茨城県水戸市笠原町600-38

NS笠原第2 2-D号

氏 名 日成ビルド工業株式会社水戸
支店長 岩井進太郎





印

物件賃貸借変更契約書（第 1 回）

件 名 令和3～13年度龍ヶ崎市児童療育施設つぼみ園賃貸借

設 置 場 所 龍ヶ崎市藤ヶ丘1丁目20番地の一部

日成ビルド工業株式会社水戸支店

発注者龍ヶ崎市と受注者日成ビルド工業株式会社水戸支店とが令和 3年 6月24日に締結した物件賃貸借契約については、各々の対等な立場における合意に基づいて、次のとおり変更する。

1 変更賃貸借期間 令和 4年 4月 1日 から
令和 14年 3月 31日 まで

2 賃貸借料変更額 ¥14,740,000- 増

(うち取引に係る消費税) (¥1,340,000-) 増
及び地方消費税の額

3 その他の変更事項 別紙変更通知書のとおり

この契約の締結を証するため本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 4年 2月21日

発注者 住 所 茨城県龍ヶ崎市3710番地

氏 名 龍ヶ崎市長 萩原 勇



受注者 住 所 茨城県水戸市笠原町600-38
NS笠原第2 2-D号室

氏 名 日成ビルド工業株式会社水戸支
店長 岩井進太郎

議案第16号

市有財産の取得について（追認）（令和7～17年度龍ヶ崎市野球場（たつのこスタジアム）スコアボード賃貸借）

下記のとおり市有財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年龍ヶ崎市条例第12号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月4日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 令和7～17年度龍ヶ崎市野球場（たつのこスタジアム）スコアボード賃貸借 |
| 2 | 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 | 契約金額 | 223,660,800円
（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 4 | 契約の相手方 | 東京都江東区豊洲五丁目6番36号
株式会社東光高岳
PPP／PFI推進室長 小島 士朗 |



物件賃貸借契約書

- 1 件 名 令和7～17年度龍ヶ崎市野球場（たつのこスタジアム）スコアボード賃貸借
- 2 設 置 場 所 龍ヶ崎市松ヶ丘2丁目16-1 たつのこスタジアム内
- 3 賃 貸 借 期 間 令和 7年 6月 1日 から
令和17年 5月31日 まで
- 4 賃 貸 借 料 金 ￥223,660,800-
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額) (￥20,332,800-)
- 5 支 払 条 件 前金払 無 毎月払 120回
- 6 契 約 保 証 金 免除
- 7 対 象 物 件 仕様書のとおり
- 8 引 渡 し 日 令和 7年 5月31日

上記の物件の賃貸借について、賃借人と賃貸人は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 6年11月19日

賃借人 住所又は所在地 茨城県龍ヶ崎市3710番地

氏名又は名称 龍ヶ崎市
及び代表者職名 龍ヶ崎市長 萩原 勇



賃貸人 住所又は所在地 東京都江東区豊洲五丁目6番36号

株式会社東光高岳
氏名又は名称 PPP/PFI推進室長
及び代表者職名 小島 士朗



議案第17号

市有財産の取得について（追認）（平成29～34年度龍ヶ崎市農産物等直売所賃貸借）

下記のとおり市有財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年龍ヶ崎市条例第12号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月4日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

記

- 1 契約の目的 平成29～34年度龍ヶ崎市農産物等直売所賃貸借
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 月額564,840円（総額33,890,400円）
（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 4 契約の相手方 茨城県水戸市笠原町978番28
大和リース株式会社 水戸支店
支店長 小野寺 崇



物件賃貸借契約書



- 物件名 平成29～34年度龍ヶ崎市農産物等直売所賃貸借
- 2 設置場所 龍ヶ崎市馴馬町2618番地
- 3 賃貸借期間 平成30年4月1日から
平成35年3月31日まで
- 4 賃貸借料金 月額¥564,840円
(うち取引に係る消費税)
(及び地方消費税の額) (月額¥41,840円)
- 5 支払条件 前金払 無 部分払 有 (60回以内)
- 6 契約保証金 免除
- 7 対象物件 仕様書のとおり
- 8 引渡し日 平成30年3月31日

上記の物件の賃貸借について、賃借人と賃貸人は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年12月20日

賃借人 住所 茨城県龍ヶ崎市3710番地

氏名 龍ヶ崎市長 中山 一生



賃貸人 住所 茨城県水戸市78番28

大和リース株式会社

氏名 支店長 山本 崇

議案第 18 号

令和 6 年度龍ヶ崎市一般会計歳入歳出決算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度龍ヶ崎市一般会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

議案第 19 号

令和 6 年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

議案第20号

令和6年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月4日提出

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

議案第21号

令和6年度龍ヶ崎市児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度龍ヶ崎市児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月4日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

議案第 2 2 号

令和 6 年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

議案第 23 号

令和 6 年度龍ヶ崎市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、別冊の令和 6 年度龍ヶ崎市下水道事業剰余金処分計算書（案）のとおり利益剰余金の処分の議決を求めるとともに、同法第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度龍ヶ崎市下水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

報告第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別冊のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 9 月 4 日提出

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

報告第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年9月4日提出

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

別紙

(写)

処分第 1 3 号

和解に関することについて

令和 7 年 7 月 7 日午前 9 時 2 5 分頃、龍ヶ崎市半田町 1 8 2 7 番地 1 のコンビニエンスストア駐車場において、公用車が当該駐車場に駐車中の龍ヶ崎市に在住の方が所有する軽乗用車に接触した事故に関する損害賠償額の決定及び和解について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、これを処分する。

令和 7 年 8 月 1 8 日

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

記

損害賠償額 金 3 1 2, 0 0 0 円

報告第3号

令和6年度龍ヶ崎市一般会計継続費精算報告書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和7年9月4日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

令和6年度龍ヶ崎市一般会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					実 績					比 較				
				年割額	左の財源内訳				支出済額	左の財源内訳				年割額と支出済額の差	左の財源内訳			
					特定財源			一般財源		特定財源			一般財源		特定財源			一般財源
					国県支出金	地方債	その他			国県支出金	地方債	その他			国県支出金	地方債	その他	
4 衛生費	1 保健衛生費	新保健福祉施設建設事業	令和5年度	円 557,882,000	円 1,709,000	円 437,000,000	円 64,000,000	円 55,173,000	円 545,197,372	円 1,709,000	円 426,900,000	円 64,000,000	円 52,588,372	円 12,684,628	円 5,233,500	円 10,100,000	円 2,584,628	
			令和6年度	848,418,000	32,139,000	573,800,000	159,000,000	83,479,000	847,604,676	26,905,500	583,700,000	159,000,000	77,999,176	813,324	△ 9,900,000		5,479,824	
			計	1,406,300,000	33,848,000	1,010,800,000	223,000,000	138,652,000	1,392,802,048	28,614,500	1,010,600,000	223,000,000	130,587,548	13,497,952	5,233,500	200,000		8,064,452
8 土木費	4 都市計画費	森林公園リニューアル事業	令和5年度	5,065,000				5,065,000	4,873,000				4,873,000	192,000			192,000	
			令和6年度	671,940,000	154,350,000	419,400,000	40,134,000	58,056,000	669,578,790	154,350,000	417,500,000	40,138,906	57,589,884	2,361,210		1,900,000	△ 4,906	466,116
			計	677,005,000	154,350,000	419,400,000	40,134,000	63,121,000	674,451,790	154,350,000	417,500,000	40,138,906	62,462,884	2,553,210		1,900,000	△ 4,906	658,116
10 教育費	4 小中一貫校費	小中一貫校実施設計費	令和5年度	34,519,000		25,800,000		8,719,000	34,519,000		25,800,000		8,719,000					
			令和6年度	56,990,000		42,700,000	14,000,000	290,000	56,990,000		42,700,000	14,000,000	290,000					
			計	91,509,000		68,500,000	14,000,000	9,009,000	91,509,000		68,500,000	14,000,000	9,009,000					

報告第4号

令和6年度龍ヶ崎市下水道事業会計継続費精算報告書について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和7年9月4日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

令和6年度龍ヶ崎市下水道事業会計継続費精算報告書

(単位 円)

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					実 績					比 較				
				年割額	左の財源内訳				支払義務 発生額	左の財源内訳				年割額と支払義務 発生額の差	左の財源内訳			
					国県補助金	企業債	その他	自己財源		国県補助金	企業債	その他	自己財源		国県補助金	企業債	その他	自己財源
1 公共下水道 事業費用	1 営業費用	内水浸水想定区 域図策定事業	令和5年度	16,071,000	8,035,000			8,036,000	10,098,000	4,554,000			5,544,000	5,973,000	3,481,000			2,492,000
			令和6年度	20,955,000	10,477,000			10,478,000	16,192,000	8,096,000			8,096,000	4,763,000	2,381,000			2,382,000
			計	37,026,000	18,512,000			18,514,000	26,290,000	12,650,000			13,640,000	10,736,000	5,862,000			4,874,000

報告第5号

令和6年度龍ヶ崎市歳入歳出決算に係る健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和7年9月4日提出

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

令和6年度龍ヶ崎市歳入歳出決算に係る健全化判断比率報告書

(単位：％)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.68)	— (17.68)	4.4 (25.0)	— (350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載している。
- 2 括弧内は早期健全化基準である。

報告第 6 号

令和 6 年度龍ヶ崎市歳入歳出決算に係る資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 2 2 条第 1 項の規定により、別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

令和6年度龍ヶ崎市歳入歳出決算に係る資金不足比率報告書

(単位：％)

特別会計の名称	資金不足比率
龍ヶ崎市下水道事業会計	— (20.0)

備考

- 1 資金不足比率がない場合は「—」を記載している。
- 2 括弧内は経営健全化基準である。

報告第7号

公益財団法人龍ヶ崎市まちづくり・文化財団の経営状況について

公益財団法人龍ヶ崎市まちづくり・文化財団の経営状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、別冊のとおり報告する。

令和7年9月4日提出

龍ヶ崎市長 萩 原 勇